

様式第一号

法人名 社会医療法人 秀眸会 大塚眼科病院

※医療法人整理番号

所在地 北海道札幌市北区北16条西4丁目2番17号

貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	583,784	I 流動負債	82,805
現金及び預金	402,809	買掛金	42,290
事業未収金	162,045	未払金	25,493
たな卸資産	11,409	仮受金	6,239
貯蔵品	399	預り金	4,773
前払費用	535	未払法人税等	2,926
その他の流動資産	6,586	未払消費税等	1,084
II 固定資産	1,899,710	II 固定負債	29,266
1 有形固定資産	883,441	退職給付引当金	29,266
建物	278,119		
建物附属設備	57,542		
構築物	879		
医療用器械備品	54,396		
その他の器械備品	12,979		
車輜運搬具	2,249		
土地	477,277		
2 無形固定資産	15,350		
ソフトウェア	15,025		
その他の無形固定資産	325		
3 その他の資産	1,000,919		
リサイクル預託金	380,286		
投資有価証券	39		
修繕積立金	1,584		
減価償却引当預金	619,010		
		負債合計	112,071
		純資産の部	
		科目	金額
		I 積立金	2,371,423
		資本積立金	41,000
		別途積立金	1,400,000
		繰越利益積立金	930,423
		純資産合計	2,371,423
資産合計	2,483,494	負債・純資産合計	2,483,494

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式第二号

法人名 社会医療法人 秀眸会 大塚眼科病院

※医療法人整理番号

所在地 北海道札幌市北区北16条西4丁目2番17号

損 益 計 算 書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,163,808
2 事業費用		
(1)事業費	1,156,693	
(2)本部費		1,156,693
本来業務事業利益		7,115
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		1,470
2 事業費用		369
附帯業務事業利益		1,101
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		45,093
2 事業費用		37,519
収益業務事業利益		7,574
事業利益		15,790
II 事業外収益		
受取利息	8,262	
その他の事業外収益	9,827	18,089
III 事業外費用		
支払利息		
その他の事業外費用	29,006	29,006
経常利益		4,873
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益		
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失		
税引前当期純利益		4,873
法人税・住民税及び事業税	2,926	
法人税等調整額		
当期純利益		1,947

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産

医薬品、診療材料、貯蔵品 … 最終仕入原価法によっております。

(2) 有価証券

満期保有目的の債権…償却原価法(定額法)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

・ソフトウェア

自己利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

退職給付引当金簡便法によっております。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

5. 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

該当事項はありません。

6. その他医療法人の財政状態または損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 退職給付引当金

退職給付に係る会計基準の適用時差異の未処理残高は198,321千円で、残処理年数は13年です。

(2) 減価償却累計額

有形固定資産の貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を記載しており、資産の種類ごとの減価償却累計額は以下のとおりであります。

(単位:千円)

建物	310,092
建物付属設備	316,219
車両運搬具	2,950
構築物	16,648
医療用器械備品	212,651
その他器械備品	102,073